議員提出第７号

令和８年９月 18 日

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の廃止を求める意見書

安曇野市議会会議規則第 14 条第１項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会
　議長　増田　望三郎　様

提出者
　安曇野市議会議員　　吉澤　茉帆

賛成者
　安曇野市議会議員　　丸山　健太
　安曇野市議会議員　　林　　孝彦
　安曇野市議会議員　　野部　知江

宛　先
　衆議院議長
　参議院議長
　内閣総理大臣
　法務大臣

提出理由

本意見書は、市民から提出された『「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の廃止を求める陳情書』を契機として提出するものである。同陳情は総務環境委員会において不採択となったが、その審査を通じて、同法と表現の自由との関係や、刑罰を新設する必要性など、議会として検討すべき論点が示された。また、陳情者からも、意見書の作成という形を通じて議会として議論を深めてほしいとの意見が示された。これらの論点について議会として改めて判断するため、本意見書を提出する。

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」は、「国旗を大切に思う国民感情」を保護法益とし、拘禁刑を含む刑罰を設けるものである。処罰の基準となる「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」という文言は行為への評価を伴うものであり、処罰範囲の明確さや予見可能性には慎重な検討が必要である。また、国内で国旗の損壊等がどの程度の社会的な問題となっており、新たな刑罰を設ける必要があるのかについても検証が必要である。

さらに、同法は自己所有の国旗に対する行為も処罰の対象となり得る。刑罰は、国家が個人の自由を制約する最も強力な手段の一つであり、他人の財産権を侵害しない行為にまで、「国旗を大切に思う国民感情」を保護するために拘禁刑を含む刑罰を用いることが適切なのか、慎重に考える必要がある。また、国旗に対する政治的・芸術的な表現を含め、市民の表現活動を萎縮させる懸念も払拭できない。

同法附則には、施行後３年を目途として、「国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等」の観点から検討を行う旨が規定されている。しかし、本意見書が問題とするのは、同法が国民感情を保護するために十分であるかということではなく、そもそも国民感情を保護するために刑罰を設けることの必要性及び相当性であり、施行後の運用状況をもって解消されるものではない。

以上のことから、国民感情を保護するために拘禁刑を含む刑罰を設けることの必要性及び相当性には重大な疑問があると考え、同法を速やかに廃止するよう国に求めるため、本意見書を提出するものである。

# 「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の廃止を求める意見書

令和８年８月に成立した「国旗の損壊等の処罰に関する法律」は、国旗を著しく不快な方法で損壊、除去又は汚損した者に対し、2 年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金を科すものである。

国旗を大切に思い、敬意を持つことは尊重されるべきである。しかし、国旗を大切に思う国民感情と、国家が刑罰によってその感情を保護することとは、分けて考える必要がある。

同法には、憲法上の自由及び権利を不当に侵害しないよう留意する規定が設けられているものの、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」を基準に国家が刑罰権を行使することの必要性及び相当性は十分に示されておらず、市民の表現活動の権利や思想信条の自由に萎縮を生じさせる懸念を払拭できない。

また、自己所有の国旗に対する行為についても拘禁刑を含む刑罰の対象とし、他人の権利侵害の有無にかかわらず、「国旗を大切に思う国民感情」を保護法益として国家が刑罰権を行使するものである。その必要性及び相当性は認め難い。刑罰は、国家が個人の自由を制約する最も強力な手段の一つであり、その新設には極めて慎重であるべきである。

よって、国におかれては、「国旗の損壊等の処罰に関する法律」を速やかに廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月 18 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
宛て

長野県安曇野市議会議長　増田　望三郎